

改正派遣法に基づくマージン率の公開

株式会社フォーサイト・バリュー・テクノロジー
代表取締役 伊藤文英

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第 23 条第 5 項）このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

(1) 派遣労働者の数	9 人
(2) 派遣先数	6 社
(3) 派遣料金の平均額	32,648 円（1 日あたり）
(4) 派遣労働者の賃金の平均	20,279 円（1 日あたり）
(5) マージン率	37.8% ※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。
(6) 教育訓練に関する事項	個人情報保護に関する研修（1 回／年）
(7) 福利厚生に関する事項	年次有給休暇 定期健康診断 東京都情報サービス産業保険組合の福利厚生施設や、その他のサービス受けられます。※社会保険加入者のみ

<対象期間：2016 年 1 月 1 日～2016 年 12 月 31 日>